

大分県報

令和三年
号外（七五）
十二月二十八日

（火曜日）

目次

職員の日日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………	一
教育委員会規則	一
学校職員の日日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正……………	一
企業局管理規程	一
大分県企業局職員就業規程の一部改正……………	五
病院局管理規程	五
大分県病院事業会計規程の一部改正……………	五
大分県病院局職員就業規程の一部改正……………	六
告示	六
大分県資源管理方針の一部改正……………	六
知事管理漁獲可能量の設定……………	六
訓令 甲	六
臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	七
会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	七
警察本部訓令	八
大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令等の一部改正……………	一〇
企業局訓令	一〇
臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	一三
大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	一五
病院局訓令	一五
大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	一六
大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	一八

令和三年十二月二十八日

○規則

職員の日日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

大分県知事 広瀬 勝 貞

大分県規則第百号

職員の日日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の日日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「十四の項」を「十の二の項、十四の項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の十の項の次に次のように加える。

十の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合）にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

別表第二の二十二の項中「前各号」を「前各項」に改める。

附則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

○教育委員会規則

学校職員の日日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十号

学校職員の日日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

大分県報号外（規則・教育委規則）

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の二十四の項中「前各号」を「前各項」に改め、同項を同表の二十五の項とし、同表中二十三の項を二十四の項とし、十一の項から二十二の項までを一項ずつ繰り下げ、十の項の次に次のように加える。

十一 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において五日(当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合)にあつては、十日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

第八条第二項中「十六の項、十八の項及び二十一の項から二十三の項まで」を「十一の項、十七の項、十九の項及び二十二の項から二十四の項まで」に改める。

(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項第五号中「健康診断書」の下に「の写し」を加え、同項第六号中「資料」の下に「(第二項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合を除く。)」を加える。

第十六条第二項中「任期が六箇月未満」を「前項第一号の規定の適用については、任期が六箇月未満」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二期末手当の基準日の属する会計年度に県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員として任用されていた者で当該基準日前の日を任期の末日としていたものが当該基準日まで引き続き会計年度任用職員として任用された場合における現在の任期の前に
- おいて在職した期間

第二十五条第一項中「会計年度任用職員」の下に「(別表第二の六の項、九の項及び十の項に掲げる場合)あつては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に限る。」を加え、「別表第二」を「同表」に改め、同条第二項中「十一の項」を「九の項」に、「十二の項」を「十の項」に、「十三の項」を「十一の項」に、「十四の項」を「十二の項」に、「別表第三の上欄」を「同表の上欄」に改め、後段を削り、同条に次の二項を加える。

<p>3 別表第二の六の項、九の項及び十の項並びに別表第三の七の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算するときは、前条第十項の例による。</p> <p>4 別表第二の六の項、九の項及び十の項並びに別表第三の七の項、九の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>別表第二中六の項を十一の項とし、五の項の次に次のように加える。</p>	<p>六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)において五日(当該通院等が体外受精その他の教育人事課長が定める不妊治療に係るものである場合)あつては、十日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>	<p>七 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員(以下「女性職員」という。)が申し出た場合</p>	<p>八 女性職員が出産した場合</p> <p>出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間(産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</p>	<p>九 配偶者が出産する場合</p> <p>配偶者の出産に係る入院の日から出産日以後二週間を経過する日までの間において、二日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間)を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>	<p>十 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子(職員の休日休暇及び勤務</p> <p>出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から出</p>
--	---	---	---	---	--	--

時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の八の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

産日以後八週間を経過する日までの間において、五日（勤務日）との勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

別表第三の二の項中「（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）」を削り、同表中八の項及び九の項を削り、同表の十の項中「（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同項を同表の八の項とし、同表の十一の項中「子」の下に「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第二号の表の備考二及び」を加え、同項を同表の九の項とし、同表中十二の項を十の項とし、十三の項を十一の項とし、十四の項を十二の項とする。

第一号様式中

住所	〒	（通勤手段：	所要時間：	分）
	フリガナ			

住所	〒	（通勤手段：	所要時間：	分）
	フリガナ			
E-mail				

改める。

第三号様式中「 健康診断書」の次に「の写し」を加え、「基礎資料」を「基礎となる資料」に

令和三年十二月二十八日

「・短期間等職員及び第3条第2項第1号の規定により再度任用される職員については、健康診断書の添付は不要とする。」

「・短期間等職員については健康診断書の写しの添付は不要とし、第3条第2項第1号の規定により再度任用される職員については健康診断書の写し及び報酬額算定の基礎となる資料の添付は不要とする。」

改める。

第五号様式中

「(2) その他の休暇

①有給休暇

風水震災等による出退勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇及び

教育人事課長が特に必要と認める場合

②無給休暇

公務傷病、病気休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、

産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇

③休業（無給）

育児休業、部分休業

「(2) その他の休暇

改める。

（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正）

第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第五号中「健康診断書」の下に「の写し」を加える。

第十条第一項中「八の項」を「六の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあっては任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。次項並びに同表及び別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間

大分県報号外（教育委規則）

が六箇月以上の臨時的任用職員に、別表第一の十一の項に、「別表第一の上欄」を「同表の上欄」に改め、同条第二項中「(任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第二において同じ。)」を削り、「別表第二の上欄」を「同表の上欄」に改め、同条第三項中「八の項」を「六の項及び九の項から十一の項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 別表第一の六の項及び九の項から十一の項まで並びに別表第二の七の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に二時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

別表第一中九の項を十二の項とし、同表の八の項中「(昭和二十六年大分県条例第三十五号)」を削り、同項を同表の十一の項とし、同表の七の項中「職員から」を「女性職員から」に改め、同項を同表の八の項とし、同項の次に次のように加える。

九 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が出産する場合

出産予定日から起算して四週間前の日(その日前に出産のため入院したときは、入院した日)から出産日以後二週間を経過する日までの間において、三日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

十 配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第二の八の項において同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する臨時的任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から出産日以後八週間を経過する日までの間において、五日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

別表第一の六の項中「女性職員」を「女性の臨時的任用職員(以下「女性職員」という。)(」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の五の項の次に次のように加える。

六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

任用期間において五日(当該通院等が体外受精その他の教育人事課長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間

要と認める日又は時間

別表第二の八の項中「(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

第一号様式(その一)中

フリガナ	
住所	住所 (通勤手段: 分)

フリガナ	
住所	住所 (通勤手段: 分)
E-mail	

改める。

第三号様式中「⑤ 健康診断書」の次に「の写し」を加え、「は第4条第1項第1号」を「の写しは第3条第1項第1号」に改める。

第五号様式(その一)中「第5号様式(その1)」を「第5号様式」に

「(2) その他の休暇

- ①有給休暇
- 風水震災等による出勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び教育人事課長が特に必要と認める場合
- ②無給休暇
- 公務傷病、病欠休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、育児時間、短期の介護休暇及び介護時間
- ③休業(無給)
- 部分休業

「(2) その他の休暇

に改め、

第五号様式(その二)を削る。

附則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

○企業局管理規程

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

大分県企業局管理規程第十四号

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員就業規程(昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「十四の項、十七の項及び二十の項から二十二の項」を「十一の項、十五の項、十八の項及び二十一の項から二十三の項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。
別表第二の二十三の項中「前各号」を「前各項」に改め、同項を同表の二十四の項とし、同表中二十二の項を二十三の項とし、十一の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、十の項の次に次のように加える。

十一 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において五日(当該通院等が体外受精その他の総務課長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日)を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

附則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第十二号

大分県病院事業会計規程の一部を改正する規程

大分県病院事業会計規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項及び第四項を削る。

第二十五條の二の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第一項中「、納入義務者が」を削り、「第一百五十七條の二第一項」を「百五十七條の二」に、「者」のうち管理者が指定した者(以下「指定代理納付者」という。)が交付し又は付与する同条第二項で定める証券その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の収入金を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる」を「要件に該当する者として管理者が指定したものの(以下「指定納付受託者」という。)に納入義務者から委託を受けた収入金を納付させることができる」に、「を当該指定代理納付者」を「を当該指定納付受託者」に改め、同条第二項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「同項の承認があつた時」を「当該委託を受けた日」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第三十号様式の三を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年一月四日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日において現に改正前の大分県病院事業会計規程第二十五條の二第一項の規定により指定を受けている者及び同項の規定により承認を受けている者に対する同規程第二十二條第三項及び第四項並びに第二十五條の二の適用については、なお従前の例による。

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第十三号

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「十四の項」を「十の二の項、十四の項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の十の項の次に次のように加える。

十の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の病院局長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

別表第二の二十二の項中「前各号」を「前各項」に改める。

附 則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第七百四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）の一部を次のように改正したので、同条第十項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

令和三年十二月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（別紙一一）第二①②中「三日以内」の下に「（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日は算入しない。）」を加える。

（別紙一一三）第二②中「三日以内」の下に「（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日は算入しない。）」を加える。

る。

（別紙一一四）第二②中「三日以内」の下に「（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日は算入しない。）」を加える。

大分県告示第七百五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和四管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和三年十二月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和四管理年度（令和四年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一 まあじ

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まあじ中型・小型まき網漁業区分	二、〇八〇トン
大分県その他のまあじ漁業区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 二千九百トン

第二 まいわし太平洋系群

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まいわし漁業区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

○ 訓 令 甲

大分県訓令甲第二十二号

本 地 方 機 関
庁

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四条第四項第五号中「健康診断書」の下に「の写し」を加える。

第十六条の二第一項中「別表第二の八の項に掲げる場合にあつては、」を「別表第二の六の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。次項並びに同表及び別表第三において同じ。）が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は知事部局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に、別表第二の十一の項に掲げる場合にあつては」に、「別表第二の上欄」を「同表の上欄」に改め、同条第二項中「任用一年目の臨時的任用職員であつて」及び「（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第三において同じ。）を削り、「任用二年目以降」を「知事部局の職に引き続き在職している期間が一年以上」に、「別表第三の上欄」を「同表の上欄」に改め、同条第三項中「八の項」を「六の項及び九の項から十一の項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 別表第二の六の項及び九の項から十一の項まで並びに別表第三の七の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

別表第二の五の項中「とき」を「とき。」に改め、同表中九の項を十二の項とし、同表の八の項中「（昭和二十六年大分県条例第三十五号）」を削り、同項を同表の十一の項とし、同表の七の項中「職員から」を「女性職員から」に改め、同項を同表の八の項とし、同項の次に次のように加える。

九 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合
出産予定日から起算して四週間前の日（その日前に出産のため入院したときは、入院した日）から出産日以後二週間を経過する日までの間に於いて、三日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

十 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の八の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時的任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から出産日以後八週間を経過する日までの間において、五日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

別表第二の六の項中「女性職員」を「女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の五の項の次に次のように加える。

六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
任用期間において五日（当該通院等が体外受精その他の総務部長が定める不妊治療に係るものである場合に於ては、十日）の範囲内の日又は時間

別表第三の八の項中「（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第一号様式中

住 所	〒	フリガナ	所要時間： 分	を

住 所	〒	フリガナ	所要時間： 分	に改
E-mail				

令和三年十二月二十八日

大分県報号外（訓令甲）

第二号様式中「健康診断書」の次に「の写し」を加える。
第四号様式中

(2) その他の休暇

- ①有給休暇 公民権行使、風水震災等による出勤困難、官公署出張、忌引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び人事課長が特に必要と認める場合
- ②無給休暇 公務傷病、病欠休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、育児時間、短期の介護休暇及び介護時間
- ③休業（無給） 部分休業

「(2) その他の休暇

に改め

る。

附 則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

大分県訓令甲第二十三号

会計年度任用職員に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条第三項中「同号の規定により引き続いて五年間任用する」を「五年を超えて引き続き任用する」に改め、同条第五項第五号中「健康診断書」の下に「の写し」を加え、同項第六号中「資料」の下に「（第二項第一号の規定により、公募によらないで選考を行う場合を

除く。）」を加える。

第十六条第二項中「任期が六箇月未満」を「前項第一号の規定の適用については、任期が六箇月未満」に改め、同項に次の一号を加える。

三 期末手当の基準日の属する会計年度に知事の事務部局において会計年度任用職員として任用されていた者で当該基準日前の日を任期の末日としていたものが当該基準日まで引き続いて会計年度任用職員として任用された場合における現在の任期の前において在職した期間

第二十五条第一項中「会計年度任用職員」の下に「（別表第二の六の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は知事の事務部局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に限る。）」を加え、「別表第二」を「同表」に改め、同条第二項中「同表の十一の項及び十二の項」を「同表の九の項及び十の項」に、「十三の項」を「十一の項」に、「十四の項」を「十二の項」に、「別表第三の上欄」を「同表の上欄」に改め、同項後段を削り、同条に次の二項を加える。

3 別表第二の六の項、九の項及び十の項並びに別表第三の七の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算するときは、前条第九項の例による。

4 別表第二の六の項、九の項及び十の項並びに別表第三の七の項、九の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

別表第二の三の項から五の項までの規定中「とき」を「とき。」に改め、同表中六の項を十一の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないこととが相当であると認められる場合

一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において五日（当該通院等が体外受精その他の総務部長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）（勤務日）ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事課長の定める時間）の範囲内の日又は時間

七 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性の会計年度

出産の日までの申し出た期間

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第27号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令等の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

大分県警察本部長 松田哲也

（大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正）

第1条 大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（本部の課長、所長及び隊長、警察学校校長並びに警察署長をいう。以下同じ。）」を削り、「（要聞接撮影。第4項第1号を「の写し（第3項第1号）」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同条第3項を削り、同条第4項第3号中「が認める」を「（以下「警務課長」という。）が認める」に改め、同項第4号中「警務部警務課」を「警務課長」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第8項中「当該職員」を「当該臨時的任用職員」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第4項第1号」を「第3項第1号」に、「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第4項第3号」を「第3項第3号」に、「警務部警務課長」を「警務課長」に改め、同項を同条第9項とする。

第4条第1項及び第2項中「6月」を「6か月」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 任用期間（前項の規定により任用期間が更新された場合にあつては、更新後の残りの任用期間）を6か月未満とされた臨時的任用職員については、任用又は更新の日から6か月を超えない範囲で任用期間を延長することができる。

第4条第5項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。
第6条第1項中「警務部警務課長」を「警務課長」に改める。
第14条第3項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第5項中「6箇月」を「6か月」

に改める。

第14条の2第1項中「7の項」を「6の項、9の項及び10の項に掲げる場合にあつては任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。次項並びに同表及び別表第2において同じ。）が6か月以上と定められた臨時的任用職員又は大分県警察の職に引き続き在職している期間が6か月以上の臨時的任用職員に、別表第1の11の項」に改め、「大分県警察」の次に「の職」を加え、「6箇月」を「6か月」に、「別表第1の左欄」を「同表の左欄」に改め、同条第2項中「任用1年目の臨時的任用職員であつて」及び「（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第2において同じ。）」を削り、「6箇月」を「6か月」に、「任用2年日以降」を「大分県警察の職に引き続き在職している期間が1年以上」に改め、「大分県警察」の次に「の職」を加え、「別表第2の左欄」を「同表の左欄」に改め、同条第3項中「別表第1の7の項」を「別表第1の6の項及び9の項から11の項まで」に改め、同条に次の1項を加える。

4 別表第1の6の項及び9の項から11の項まで並びに別表第2の7の項及び10の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第16条第1項中「臨時的任用職員」を「所属長は、臨時的任用職員」に改める。

第18条及び第20条中「警務部警務課長」を「警務課長」に改める。

別表第1の8の項中「前各号」を「前各項」に改め、同項を同表の12の項とし、同表の7の項中「（昭和26年大分県条例第35号）」を削り、同項を同表の11の項とし、同表の6の項中「職員から」を「女性職員から」に改め、同項を同表の8の項とし、同項の次に次のように加える。

9 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合	出産予定日から起算して4週間前の日（その日前に出産のため入院したときは、入院した日から出産日以後2週間を経過する日までの間において、3日を超えない範囲内でのその都度必要と認められる日又は時間
---	---

10 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）第10条第1項第2号の表の備考2において子に含まれる	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日以後8週間を経過する日までの間において、5
---	---

ものとされる者を含む。以下この項及び別表第2の8の項において同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する臨時的任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

別表第1の5の項中「女性職員」を「女性の臨時的任用職員(以下「女性職員」という。)」に改め、同項を同表の7の項とし、同表中4の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	任用期間において5日(当該通院等が体外受精その他の警務部長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)の範囲内の日又は時間
--------------------------------------	---

別表第1の3の項の次に次のように加える。

4 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める日又は時間
--	-----------------

別表第2の8の項中「(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第10条第1項第2号の表の備考2において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

第2号様式中「第16条」の次に「各号」を加え、

現住所 〒 ())	電話(市外局番から記入) ())	携帯電話 ())
----------------	-----------------------	---------------

現住所 〒 ())	電話(市外局番から記入) ())	携帯電話 ())
E-mail		

改める。

第3号様式中

〔2〕 その他の休暇

①有給休暇

公民権行使、風水震災等による出退勤困難、忌引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び警務課長が特に必要と認める場合

②無給休暇

公務傷病、病気休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、育児

時間、短期の介護休暇及び介護時間

③休業(無給)

部分休業

〔2〕 その他の休暇

改める。

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程(平成7年大分県警察本部訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「14の項」を「10の2の項、14の項」に、「19の項、20の項及び21の項」を「及び19の項から21の項まで」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

(大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正)
第3条 大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程(令和2年大分県警察本部訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同項第5号中「免許」の次に「を取得していることを証する書面」を加え、同号を同項第3号とし、同条第6項

中「当該職員」を「当該特別職非常勤職員」に改める。

第4条第1号中「第16条」の次に「各号」を加える。

第5条第5項第3号中「免許」の次に「を取得していることを証する書面」を加え、同項第4号中「健康診断書」の次に「の写し」を加え、同項第6号中「資料」の次に「（第2項第1号の規定により、公募によらないで選考を行う場合を除く。）」を加え、同条第8項中「当該職員」を「当該会計年度任用職員」に改める。

第10条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改める。

第11条第1項中「解雇予告」を「同条第3項において準用する同法第19条第2項の規定により解雇予告」に改める。

第16条第2項中「1時間」を「勤務1時間」に改める。

第19条第1項第1号中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第2号中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項中「任期が6箇月未満」を「前項第1号の規定の適用については、任期が6か月未満」に、「6箇月以上」を「6か月以上」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 期末手当の基準日の属する会計年度に大分県警察において会計年度任用職員として任用されていた者が当該基準日前の日を任期の末日としていたものが当該基準日まで引き続き会計年度任用職員として任用された場合における現在の任期の前において在職した期間

第20条第1項中「6箇月」を「6か月」に改め、同条第2項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第21条中「1箇月」を「1か月」に改める。

第23条第3項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第6項中「当該職員」を「当該会計年度任用職員」に改める。

第25条第3項中「ものする」を「ものとする」に改め、同条第5項中「6箇月」を「6か月」に改める。

第26条第1項中「会計年度任用職員」の次に「（別表第1の6の項、9の項及び10の項に掲げる場合にあつては、6か月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は大分県警察の職に引き続き在職している期間が6か月以上の会計年度任用職員に限る。）」を加え、「別表第1」を「同表」に改め、同条第2項中「別表第2の11の項及び12の項」を「別表第2の9の項及び10の項」に、「にあつては、」を「にあつては」に、「6箇月」を「6か月」に、「13の項」を「11の項」に、「14の項」を「12の項」に、「ものに」を「会計年度任用職員に」に、「別表第2の左欄」を「同表の左欄」に改め、後段を削り、

<p>同条に次の2項を加える。</p> <p>3 別表第1の6の項、9の項及び10の項並びに別表第2の7の項、9の項及び10の項に掲げる場合にあつては、1時間を単位として使用した休暇を日に換算するときには、前条第8項の例による。</p> <p>4 別表第1の6の項、9の項及び10の項並びに別表第2の7の項、9の項及び10の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>第28条第3項第1号及び第2号中「6箇月」を「6か月」に改める。</p> <p>別表第1中6の項を11の項とし、5の項の次に次のように加える。</p>	<p>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の警務部長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の日又は時間</p>
<p>6 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の警務部長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の日又は時間</p>
<p>7 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出生する予定の女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が申し出た場合</p>	<p>出生の日までの申し出た期間</p>
<p>8 女性職員が出生した場合</p>	<p>出生の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出した場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>9 配偶者が出生する場合</p>	<p>配偶者の出生に係る入院の日から出生日以後2週間を経過する日までの間において2日を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間</p>
<p>10 配偶者が出生する場合であつて、当該出生に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）第10条第1項第2号の表の備考2において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第2の8の項において同じ。）又は小学校就学の</p>	<p>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出生日以後8週間を経過する日までの間において5日を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間</p>

始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

別表第2の2の項中「（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」を削り、同表中8の項及び9の項を削り、同表の10の項中「（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）第10条第1項第2号の表の備考2において子に含まれる者とされる者を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同項を同表の8の項とし、同表の11の項中「配偶者の子及び児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同条第3号に掲げる者である職員に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている児童（第9条第1項に規定する児童を除く。）」を「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第10条第1項第2号の表の備考2及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和26年大分県規則第40号）別表第2の19の項において子に含まれるものとされる者」に改め、同項を同表の9の項とし、同表中12の項を10の項とし、13の項を11の項とし、14の項を12の項とする。

第5号様式中

フリガナ	
〒	（通勤手段： 所要時間： 分）
住所	

を

フリガナ	
〒	（通勤手段： 所要時間： 分）
住所	
E-mail	

に

改め、「第16条」の次に「各号」を加える。
第8号様式中「1箇月」を「1か月」に、
〔2〕その他の休暇

①有給休暇

風水震災等による出退勤困難、公民権行使、官公署出頭、

忌引休暇及び警務課長が特に必要と認める場合

②無給休暇

公務傷病、病欠休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇

③休業（無給）

育児休業、部分休業

〔2〕その他の休暇

を

に改める。

第15号様式中「6箇月」を「6か月」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第六号

本 局
事 業 所

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十八日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

第三条第四項第四号中「健康診断書」の下に「の写し」を加える。

第十五条の二第一項中「別表第二の八の項に掲げる場合にあつては、」を「別表第二の六

令和三年十二月二十八日

大分県報号外（警察本部訓令・企業局訓令）

一三

の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。次項並びに同表及び別表第三において同じ。）が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は大分県企業局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に、別表第二の十一の項に掲げる場合にあつては「に」、「別表第二の上欄」を「同表の上欄」に改め、同条第二項中「任用一年目の臨時的任用職員であつて」及び「（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第三において同じ。）を削り、「任用二年目以降」を「大分県企業局の職に引き続き在職している期間が一年以上」に、「別表第三の上欄」を「同表の上欄」に改め、同条第三項中「八の項」を「六の項及び九の項から十一の項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 別表第二の六の項及び九の項から十一の項まで並びに別表第三の七の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

別表第二の五の項中「とき」を「とき。」に改め、同表中九の項を十二の項とし、同表の八の項中「大分県企業局就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号。以下「就業規程」という。）を「就業規程」に、「二十の項」を「二十一の項」に改め、同項を同表の十一の項とし、同表の七の項中「職員から」を「女性職員から」に改め、同項を同表の八の項とし、同項の次に次のように加える。

九 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合

出産予定日から起算して四週間前の日（その日前に出産のため入院したときは、入院した日）から出産日以後二週間を経過する日までの間において、三日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

十 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号。以下「就業規程」という。）第七条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の八の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育するため勤務しないことが相当であると認められると

出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から出産日以後八週間を経過する日までの間において、五日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

き。

別表第二の六の項中「女性職員」を「女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の五の項の次に次のように加える。

六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

任用期間において五日（当該通院等が体外受精その他の総務課長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の日又は時間

別表第三の八の項中「（就業規程）第七条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。」を削る。

第一号様式中

住所	〒	—	フリガナ	（通勤手段：	所要時間：	分）
を						

住所	〒	—	フリガナ	（通勤手段：	所要時間：	分）
に改						

第四号様式中

「(2) その他の休暇

- ①有給休暇
- 公民権行使、風水震災等による出退勤困難、官公署出頭、忌引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び総務課長が特に必要と認める場合
- ②無給休暇
- 公務傷病、病氣休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、育児時間、短期の介護休暇及び介護時間
- ③休業（無給）

を

部分休業

「(2) その他の休暇

に改める。

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

附則

大分県企業局訓令第七号

本 局
事 業 所

大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十八日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

第三条第三項中「同号の規定により引き続き五年間任用する」を「五年を超えて引き続き任用する」に改め、同条第五項第四号中「健康診断書」の下に「の写し」を加え、同項第五号中「資料」の下に「（第二項第一号の規定により、公募によらないで選考を行う場合を除く。）」を加える。

第十五条第二項中「任期が六箇月未満」を「前項第一号の規定の適用については、任期が六箇月未満」に改め、同項第二号ア中「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第二十二條第一項中「会計年度任用職員」の下に「（別表第二の六の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は大分県企業局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に限る。）」を加え、「別表第二」を「同表」に改め、同条第二項中「十の項及び十一の項」を「八の項及び九の項」に、「十二の項」を「十の項」に、「十三の項」を「十一の項」に、「別表第三の上欄」を「同表の上欄」に改め、同項後段を削り、同条に次の二項を加える。

3 別表第二の六の項、九の項及び十の項並びに別表第三の六の項、八の項及び九の項に掲

げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算するときは、前条第八項の例による。
4 別表第二の六の項、九の項及び十の項並びに別表第三の六の項、八の項及び九の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
別表第二の三の項から五の項までの規定中「とき」を「とき。」に改め、同表中六の項を十一の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において五日（当該通院等が体外受精その他の総務課長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、総務課長の定める時間）の範囲内の日又は時間
七 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
八 女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）
九 配偶者が出産する場合	配偶者の出産に係る入院の日から出産日以後二週間を経過する日までの期間において二日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、総務課長の定める時間）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
十 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（大分県企業局職員就業規程（昭和	出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日か

四十二年大分県企業局管理規程第六号。以下「就業規程」という。）第七条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の七の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

ら出産日以後八週間を経過する日までの間において五日（勤務日）ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、総務課長の定める時間）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

別表第三中七の項及び八の項を削り、同表の九の項中「（大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号。以下「就業規程」という。）第七条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び次項において同じ。）を削り、同項を同表の七の項とし、同表の十の項中「別表第二の二十の項」を「第七条の二第一項及び別表第二の二十一の項」に改め、同項を同表の八の項とし、同表中十一の項を九の項とし、十二の項から十四の項までを二項ずつ繰り上げる。

第一号様式中

フリガナ	住所	フリガナ	住所
—	—	—	—
(通勤手段：)	(通勤手段：)	所要時間： (分)	所要時間： (分)

を

フリガナ	住所	フリガナ	住所
—	—	—	—
(通勤手段：)	(通勤手段：)	所要時間： (分)	所要時間： (分)

に改

第四号様式中

「(2) その他の休暇
 ①有給休暇
 ・風水害・災害等により出勤困難、公民権行使、官公署出張、忌引休暇及び総務課長が特に必要と認める場合
 ②無給休暇
 公務傷病、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇
 ③休業（無給）」

を

「(2) その他の休暇

改める。

附 則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第六号

本 局
病 院

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十八日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

第三条第一項中「院長）」を「院長」に改め、同条第四項第四号中「健康診断書」の下に「の写し」を加える。

第十五条の二第一項中「別表第二の八の項に掲げる場合にあつては、」を「別表第二の六の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。次項並びに同表及び別表第三において同じ。）が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は大分県病院局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に、別表第二の十一の項に掲げる場合にあつては」に、「別表第二の上欄」を「同表の上欄」に改め、同条第二項中「任用一年目の臨時的任用職員であつて」及び「（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第三において同じ。）」を削り、「別表第三の上欄」を「同表の上欄」に改め、同条第三項中「八の項」を「六の項及び九の項から十一の項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 別表第二の六の項及び九の項から十一の項まで並びに別表第三の七の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

別表第二中九の項を十二の項とし、同表の八の項中「(平成十八年大分県病院局管理規程第十七号)」を「第八条第一項及び」に改め、同項を同表の十一の項とし、同表の七の項中「職員から」を「女性職員から」に改め、同項を同表の八の項とし、同項の次に次のように加える。

九 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が出産する場合
 出産予定日から起算して四週間前の日(その日前に出産のため入院したときは、入院した日)から出産日以後二週間を経過する日までの間に、三日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

十 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子(大分県病院局職員就業規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十七号)第八条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の八の項において同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する臨時的任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。
 出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から出産日以後八週間を経過する日までの間において、五日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

別表第二の六の項中「女性職員」を「女性の臨時的任用職員(以下「女性職員」という。)」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の五の項の次に次のように加える。

六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
 任用期間において五日(当該通院等が体外受精その他の院長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日)の範囲内の日又は時間

別表第三の八の項中「(大分県病院局職員就業規程第八条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

第一号様式中

フリガナ

住所 111 (通勤手段: 分) 所要時間: 分

住所 フリガナ (通勤手段: 分) 所要時間: 分
 Email

改める。
 第四号様式を次のとおり改める。

第5号様式（第3条関係）

会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書

殿

- 1 任用 職 地方公務員法第22条の2第1項第1号
地方公務員法第22条の2第1項第2号
- 2 任 期 年 月 日から 年 月 日までとする。
地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により採用後1箇月間は条件付採用とする。
- 3 条件付採用期間の開始後1箇月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長する。

- 4 勤務 場所
- 5 業務 内容
- 6 給料 等
- 7 給料等の支払
（地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する職員のうち、医師以外）
支給事由の生じた月の分を翌月10日（10日が閉庁日である場合は、翌閉庁日）に支給
（地方公務員法第22条の2第1項第2号に該当する職員、医師）
正規職員に備じて支給
- 8 手 当 等
通勤手当、期末手当（※支給において必要の条件を満たしている場合に限る。）
特種勤務手当、休日勤務手当、前日直手当
（地方公務員法第22条の2第1項第2号に該当する職員のみ）退職手当
（任期の途中で給料等及び手当等額が改定されることがある。）
法令の定めるところによる。
- 9 社会 保険 徴 収
（地方公務員法第22条の2第1項第2号に該当する職員に限る。）
- 10 勤務 時間
- 11 休 息 時 間
- 12 勤 務 日
- 13 休 暇 日
- 14 休 暇 等

ただし、あらかじめ同意を得た上で勤務時間の削減りの変更を行う場合がある。

- (1) 年次有給休暇 日 時間
（付与日数 日 時間）
- (2) その他の休暇

- 15 退 職
（1）地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定並びにこれらの規定に基づき制定された大分県条例の規定による。

(2) 次に該当する場合は免職されることがある。この場合において、原則30日前までに免職の予告を行う。

①地方公務員法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

②地方公務員法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

法令又は議会の議員その他非常勤の職員の公選選挙権等に関する条例の定めるところによる。

- 17 賞 金 補 償
任期満了後に同一の職が改めて就任される場合であつて、かつ、勤務記録が良好であるときに限り、連続する5年の範囲内で、会計年度を一つの任期の限度として公算によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めずに任用であり、年 月 日（終任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。

- 19 その他特記事項
※勤務労働条件については、上記によるほか、大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

大分県立病院長

私は、会計年度任用職員としての採用に当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠實かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日
大分県病院局長 殿
氏名

附 則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。